



お知らせ

松前町指定給水工事
事業者について

次の事業者の指定を取り消しました。
・愛設備 (8月31日付)

高松国税局税務相談室
(松山分室) からの
お知らせ

11月1日から、税務署の代表電話番号に電話をかけると、自動音声案内により、国税に関する一般的な相談は電話相談センターへ、税務署への個別の用件は税務署へつながります。(電話相談センターに繋がった場合も、税務署までの通話料金で利用できます)
また、税務相談室松山分室は電話相談センターに移行して、電話による一般的な相談のみ行いますので、面接相談を希望される方は最寄りの税務署をご利用ください。

松山税務署
☎941-9121

◆お知らせ

「マザーズサロン」の
ご利用案内

ハローワークプラザ松山では、子育てをしながら就職を希望している方に対して、子ども連れでもお気軽に相談できる「マザーズサロン」を開いています。
仕事と家庭の両立についてお悩みをお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

対象者

- ・ 子育て中で、早期に就職を希望する方
- ・ 子育てとの両立のため転職を希望する在職者で、早期の転職の意思が明確な方
- ・ 将来的に子育てとの両立を希望している方
- ・ 子ども連れで、落ち着いた雰囲気での職業相談を希望する方など

利用時間

平日 8時30分～17時15分
土曜日 10時～17時
お問い合わせ
マザーズサロン
☎913-7410

- ・ 町指定給水工事事業者
- ・ マザーズサロン
- ・ 就業構造基本調査
- ・ 松山都市圏交通実態調査
- ・ 税務相談室
- ・ 人権電話相談
- ・ 行政相談

高齢者・障害のある人の
人権問題に関する
12時間電話相談

扶養、介護、社会参加、独居など高齢者・障害のある人の人権問題に関するあらゆる相談を次のとおり受け付けます。
秘密厳守・無料ですので、お気軽にご相談ください。

日時 10月16日(火) 9時～21時

電話 ☎0120-025550

問い合わせ

松山地方法務局人権擁護課
☎932-0888



『働く未来を考える』

平成19年10月1日現在で
就業構造基本調査を実施します

調査の対象となった世帯には、現在「調査員証」を所持した調査員がお伺いし、調査票の記入をお願いしています。ご協力をお願いします。 総務省統計局・愛媛県・松前町
お問い合わせ 役場企画財政課 ☎985-4101

松山都市圏交通実態調査にご協力をお願いします

10月中旬から11月下旬までの1か月半にわたり、松山都市圏(松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町)を対象にした交通実態調査を行います。調査は、個人情報の保護に十分に配慮して実施しますので、ご協力をお願いします。

- 調査対象 松山都市圏で無作為に選ばれた約18,000世帯、約40,000人(5歳以上)
- 主な内容 人の1日の動きなど(無記名)
- 調査方法 身分証明書を携帯した調査員が、対象世帯を訪問し、調査票の記入を依頼します。
なお、調査票は後日調査員が回収します。

問い合わせ 松山市都市整備部総合交通課
☎948-6846

秋の行政相談週間 行政相談所を開設します

総務省では、行政相談制度を広く知ってもらい、その利用を促進するため、今年は10月15日(月)～21日(日)までの1週間で「秋の行政相談週間」と定め、全国的に各種の行事を行うことにしています。

この行事の一環として、松前町でも総務大臣から任命された行政相談委員が、次のとおり行政相談所を開設しますので、これを機会にお気軽にご利用ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時 10月16日(火) 10時～15時
場所 北公民館
相談員 行政相談委員 國田竹孝
行政相談委員 烏谷太紀勇

※ このほか期間外でも、毎月1回行政相談を開催しています。詳しくは広報まさきのカレンダー「各相談日」をご覧ください。